

## 日本気象学会 大会発表規定

(社) 日本気象学会 講演企画委員会

### 1. 大会の趣旨

- 1.1 日本気象学会は、気象学の研究を盛んにし、その進歩をはかり、学術文化の発達に寄与するために、気象学会大会を春季と秋季の年二回開催し、気象に関する研究会および講演会を行う。

### 2. 大会参加登録

- 2.1 大会において口頭発表またはポスター発表を行う者（招待講演者も含む）は、あらかじめ大会 WEB サイトを通じて個人情報登録ならびに大会参加登録・参加費決済を行なうこと。
- 2.2 大会で講演（口頭発表及びポスター発表）を行うためには、招待講演者の場合を除き、大会予稿を投稿し、講演企画委員会により採択される必要がある。
- 2.3 個人情報登録と大会参加登録は本人が行うこと。連絡先は本人に必ず連絡が取れる所とし、代理人の連絡先は認めない。事情に応じて事務局から問い合わせを行うことがある。ただし国外からの参加登録、外来研究者による参加登録、インターネットを利用できないなど、本人による登録がやむを得ず困難な場合には、代理人による登録ができる。

### 3. 大会予稿の作成

- 3.1 大会予稿の形式等に関しては、大会告示案内（大会 WEB サイトに掲載）に従うこと。

### 4. 大会予稿の投稿

- 4.1 大会予稿の投稿は、発表者が指定された期日までに行うこと。投稿に際しては、共著者の了承を得ていること。国外からの投稿、外来研究者による投稿など、発表者による投稿がやむを得ず困難な場合には、代理人による投稿ができる。なお、発表者の承諾を得ずに代理投稿された場合には、それを受理しない。
- 4.2 同一発表者による発表可能件数は、最大 2 件までとする（招待講演もカウントする）。

### 5. 審査

- 5.1 講演企画委員会は、査読審査により、大会予稿の採択または不採択を決定する。大会予稿の採択または不採択は、講演企画委員会の裁量に委ねられ、以下に示す例のように、大会予稿の内容が気象学会大会発表として不適切だと講演企画委員会が判断した場合には、不採択とすることが出来る。

- (1) 発表内容が他人の研究成果の剽窃と判断される場合、
- (2) 大会予稿が定められた体裁から著しく逸脱すると判断される場合、
- (3) 発表内容が社会倫理上、不適切と判断される場合、
- (4) 発表内容が特定の個人ないし団体を誹謗中傷するものと判断される場合、
- (5) 大会の趣旨を逸脱した目的のために投稿がなされたと判断される場合、
- (6) その他大会の趣旨に鑑み、発表内容が不適切であると判断される場合

- 5.2 発表形態（口頭発表またはポスター発表）は、発表者の希望を考慮し、講演企画委員会が決定する。

- 5.3 大会予稿が不採択となった場合には、講演企画委員会から投稿者に対して理由を附して通知する。この場合、大会参加料（または参加種別による差額）は返却する。

- 5.4 不採択の理由を不服とする場合には、発表者本人が 1 回に限り再審査を申し立てることができる。

### 6. 再審査

- 6.1 再審査の申し立ては、申し立て者の氏名・連絡先、講演題目、著者、および再審査申し立ての理由を記載した再審査申立書（様式は任意）を、講演企画委員会事務局宛に提出すること。

- 6.2 再審査申立書の提出は郵送で行い、不採択の通知を受けた日を含む 7 日間のうちに必着のこと。

6.3 再審査申し立てに際して、大会予稿の変更は認められない。再審査は講演企画委員会が行い、結果（採択・不採択）を申し立て者に通知する。

## 7. 採択後の変更・キャンセル

7.1 採択後に講演内容（講演題目、大会予稿）や

発表形態を変更することは認めない。

7.2 病気等やむを得ない事情で発表をキャンセルする場合は、速やかに講演企画委員会事務局に連絡すること。発表がキャンセルとなった場合には、大会参加料は返却しない。